



栃木県公報

平成26年
1月31日(金)
第2551号

目 次

規 則	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正.....	41
告 示	
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正.....	42
○指定施業要件変更予定保安林.....	42
○救急医療機関の指定.....	43
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定.....	44
○地籍調査の成果の認証.....	45
○廃川敷地.....	45
公 告	
○土地改良区役員の退就任.....	46
教育委員会	
○有形文化財の指定.....	47
選挙管理委員会	
○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	47
○同.....	47
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散に伴う収支報告書の要旨の公表.....	48
○政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表.....	53
○同.....	54
○同.....	54
○平成25年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正の公表.....	54
人事委員会	
○職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正.....	55
調達等公告	
○入札公告（特定調達公告）.....	56
○入札公告.....	57

規 則

栃木県規則第一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

栃木県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年栃木県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ハ中「うるし」の下に「、テレピン油」を加え、同表第七号ヲ中「ル」を「カ」に改め、同号中ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、リをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
 ラ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
 別表第一第七号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。
 ケ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職員総務課)

告 示

栃木県告示第三十七号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の補助金等から適用する。

平成二十六年一月三十一日

栃木県知事 福田 富 一

農政部の部農政課の款に次のように加える。

ユニバーサル農業実証事業費補助金	農業、福祉、教育等に携わるものが連携し、多様な主体が農業に関わる際の各種相談、調整等に対応できるネットワークを構築するための試行的な取組を支援することにより、誰もが取り組めるユニバーサル農業の推進を図る。	市町村、農業協同組合、農業協同組合中央会、公益財団法人栃木県農業振興公社、農業生産法人、特定非営利活動法人又は知事が適当と認めるもの（以下この項において「市町村等」という。）がユニバーサル農業実証事業実施要領（平成二十五年九月十三日付け農政第二百七十六号農政部長通知）に基づき行うユニバーサル農業実証事業に要する経費	当該事業に要する経費の十分の十以内。ただし、三十万円を限度とする。	市町村等
------------------	--	--	-----------------------------------	------

(農政課)

栃木県告示第38号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
 那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第39号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福田 富 一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
医療法人中山会 宇都宮記念病院	宇都宮市大通り1-3-16	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
社団法人全国社会保険協会連合会 宇都宮社会保険病院	宇都宮市南高砂町11-17	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人社団晃陽会 宇都宮第一病院	宇都宮市宝木本町2313	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人英心会 倉持病院	宇都宮市屋板町400-1	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人親仁会 佐藤病院	宇都宮市西3-1-11	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人社団晴澄会 鷲谷病院	宇都宮市下荒針町3618	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1-1033	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人桃李会 御殿山病院	鹿沼市今宮町1682-2	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人明倫会 今市病院	日光市今市381	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人栄仁会 川上病院	日光市並木町2-5	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人英静会 森 病 院	日光市今市674	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
日本赤十字社栃木県支部 芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人社団福田会 福田記念病院	真岡市並木町3-10-6	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人社団厚生会 西 方 病 院	栃木市西方町金崎273-3	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで

医 療 法 人 博 愛 会 院 杉 村 病 院	小山市城山町2-7-18	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 亮 仁 会 院 那 須 中 央 病 院	大田原市下石上1453	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
社 会 医 療 法 人 博 愛 会 院 菅 間 記 念 病 院	那須塩原市大黒町2-5	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 京 愛 会 院 黒 磯 病 院	那須塩原市高砂町3-5	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医 療 法 人 順 整 会 院 福 島 整 形 外 科 病 院	那須塩原市弥生町1-10	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
社 会 医 療 法 人 恵 生 会 院 黒 須 病 院	さくら市氏家2650	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医 療 法 人 薫 会 院 菅 又 病 院	高根沢町花岡2351	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
日 本 赤 十 字 社 栃 木 県 支 部 足 利 赤 十 字 病 院	足利市五十部町284-1	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医 療 法 人 太 陽 会 院 足 利 第 一 病 院	足利市大月町1031	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
佐野厚生農業協同組合連合会 佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
冨塚メディカルクリニック	宇都宮市徳次郎町888	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医療法人根本外科胃腸科医院 根 本 外 科 胃 腸 科 医 院	宇都宮市陽東4-17-10	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
荒 木 医 院	鹿沼市鳥居跡町995-1	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
新 沢 外 科	日光市今市814-1	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 為 王 会 院 尾 形 ク リ ニ ッ ク	矢板市末広町45-3	平成26年2月1日から 平成29年1月31日まで

(医事厚生課)

栃木県告示第40号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービ スの種 類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		

0951600055	下野市こども通園センター けやき	下野市駅東3-1-19	社会福祉法人 パステル	野木町丸林407-32	平成26年 1月14日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
------------	---------------------	-------------	----------------	-------------	----------------	--------------------------

(障害福祉課)

栃木県告示第41号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市氷室町の一部	宇都宮市氷室町の一部（氷室Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
宇都宮市	宇都宮市上桑島町の一部	宇都宮市上桑島町の一部（上桑島Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
宇都宮市	宇都宮市西刑部町及び平塚町の各一部	宇都宮市西刑部町及び平塚町の各一部（西刑部Ⅱ・平塚Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
宇都宮市	宇都宮市西刑部町の一部	宇都宮市西刑部町の一部（西刑部Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
宇都宮市	宇都宮市西刑部町の一部	宇都宮市西刑部町の一部（西刑部Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
宇都宮市	宇都宮市西刑部町及びさるやま町の各一部	宇都宮市西刑部町及びさるやま町の各一部（西刑部Ⅴ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
矢板市	矢板市越畑及び乙畑の各一部	矢板市越畑及び乙畑の各一部（越畑Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
那須烏山市	那須烏山市曲田の一部	那須烏山市曲田の一部（曲田Ⅰ地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日
那須町	那須町大字寺子乙及び大字富岡の各一部	那須町大字寺子乙及び大字富岡の各一部（西大久保地区）の地籍図及び地籍簿	平成26年1月20日

(農村振興課)

栃木県告示第42号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

関係図面は、栃木県県土整備部河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 河川の名称
利根川水系一級河川田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年1月31日
- 3 廃川敷地等の位置

宇都宮市下反町町711番3

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 131.43㎡

(河川課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
柿 内 堰 土 地 改 良 区	理 事	赤羽根幸雄		鹿沼市上殿町619-3	25.3.31	
	〃	岸野 稔		〃 〃 109-5	〃	
	〃	青木 康		〃 縦山町151	〃	
	〃	小太刀文夫		〃 〃 375-2	〃	
	〃	高山 一郎		〃 塩山町994	〃	
	〃	谷田部 明		〃 〃 228	〃	
	〃	秋澤 廣司		〃 日光奈良部町91	〃	
	〃	小太刀ヒデ		〃 〃 235	〃	
	〃	斉藤 恒子		〃 奈佐原町477	〃	
	〃	高橋 広		〃 〃 335	〃	
	〃	小太刀清司	小太刀清司	〃 縦山町142-2	〃	25.4.1
	〃		赤羽根良一	〃 上殿町16-3		〃
	〃		小太刀敏夫	〃 〃 385-1		〃
	〃		小太刀 薫	〃 縦山町160		〃
	〃		森田 稔	〃 〃 376		〃
	〃		赤羽根 尚	〃 塩山町975-1		〃
	〃		高山 晴夫	〃 〃 500		〃
	〃		鈴木 久恵	〃 日光奈良部町78		〃
	〃		鈴木 康子	〃 〃 144-2		〃
	〃		須藤 幸雄	〃 奈佐原町314		〃
	〃		宇賀神久雄	〃 〃 347		〃
	監 事	青木 昭		〃 縦山町187-1	25.3.31	
	〃	黒川 啓一		〃 奈佐原町328	〃	
〃		赤羽根幸雄	〃 縦山町619-3		25.4.1	
〃		高橋 広	〃 奈佐原町335		〃	

(農地整備課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第四号

栃木県文化財保護条例（昭和二十八年栃木県条例第二十号）第四条第一項の規定により次の表に掲げる有形文化財を栃木県指定有形文化財に指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年一月三十一日

栃木県教育委員会

名 称	員 数	種 別	所 在 地	所 有 者
吾妻古墳石室部材（天井石・玄門石）	一 個	有形文化財 （考古資料）	壬生町本丸一―八	壬生町

(文化財課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、政治団体の平成23年に係る収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成26年1月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

(単位 円)			
勝山しゅうすけ後援会		経常経費	494,000
報告年月日	25.12.19	人件費	100,000
1 収入総額	1,649,000	光熱水費	84,000
本年収入額	1,649,000	備品・消耗品費	70,000
2 支出総額	1,624,000	事務所費	240,000
3 本年収入の内訳		政治活動費	1,130,000
個人の党費・会費（320人）	640,000	組織活動費	160,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	609,000	選挙関係費	240,000
新聞紙誌広告料	609,000	機関紙誌の発行その他の事業費	600,000
借入金	400,000	機関紙誌の発行事業費	360,000
小池 孝一	400,000	宣伝事業費	240,000
4 支出の内訳		調査研究費	30,000
		その他の経費	100,000

栃木県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、政治団体の平成24年に係る収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成26年1月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

(単位 円)			
みんなの党栃木県議会第14支部		2 支出総額	0
報告年月日	25.11.18	秀洋会	
1 収入総額	1,100,000	資金管理団体の届出をした者の氏名	神林 秀治
前年繰越額	1,100,000	資金管理団体の届出に係る公職の種類	栃木県議会議員

報告年月日	25.11.18	2 支出総額	0
1 収入総額	0	3 本年収入の内訳	
2 支出総額	0	寄附	100,000
神林秀治後援会		政治団体分	100,000
報告年月日	25.11.18	4 寄附の内訳	
1 収入総額	100,000	(政治団体分)	
本年収入額	100,000	年間五万円以下のもの	100,000

栃木県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、解散した政治団体に係る収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成26年1月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

(単位 円)		前年繰越額	1,092,872
平成24年解散分		本年収入額	405,084
勝山しゅうすけ後援会		2 支出総額	1,497,956
報告年月日	25.12.19 (24.3.31解散)	3 本年収入の内訳	
1 収入総額	1,351,000	寄附	405,000
前年繰越額	25,000	個人分	135,000
本年収入額	1,326,000	団体分	270,000
2 支出総額	1,347,000	その他の収入	84
3 本年収入の内訳		一件十万円未満のもの	84
個人の党費・会費 (340人)	680,000	4 支出の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	621,000	政治活動費	1,497,956
機関紙誌広告料	621,000	組織活動費	83,015
借入金	25,000	寄附・交付金	1,414,941
小池 孝一	25,000	5 寄附の内訳	
4 支出の内訳		(個人分)	
経常経費	357,000	小田 俊次	70,000 足利市
人件費	100,000	年間五万円以下のもの	65,000
光熱水費	77,000	(団体分)	
備品・消耗品費	60,000	磯川精機(株)	70,000 足利市
事務所費	120,000	(株)橋本プラスチック工業	70,000 足利市
政治活動費	990,000	ナルプラ(株)	70,000 足利市
組織活動費	200,000	わたなべ歯科医院	60,000 茨城県結城市
機関紙誌の発行その他の事業費	660,000		
機関紙誌の発行事業費	360,000		
宣伝事業費	300,000		
調査研究費	30,000		
その他の経費	100,000		

民主党栃木県参議院選挙区第2総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 谷 博之

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 25.12.13 (25.11.15解散)

平成25年解散分		1 収入総額	37,972,893
自由民主党栃木県足利市第六支部		前年繰越額	8,302,914
報告年月日	25.8.27 (25.8.10解散)	本年収入額	29,669,979
1 収入総額	1,497,956		

2 支出総額	37,972,893
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (546人)	650,000
寄附	6,772,936
個人分	1,022,936
団体分	1,310,000
政治団体分	4,440,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	22,200,000
民主党	22,000,000
民主党参議院比例区第78区総支部	100,000
民主党栃木県第1区総支部	50,000
民主党栃木県第2区総支部	50,000
その他の収入	47,043
一件十万円未満のもの	47,043
4 支出の内訳	
経常経費	22,009,991
人件費	9,176,570
光熱水費	631,636
備品・消耗品費	2,565,382
事務所費	9,636,403
政治活動費	15,962,902
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	20,000
組織活動費	3,152,170
選挙関係費	5,000,000
機関紙誌の発行その他の事業費	7,803,952
機関紙誌の発行事業費	519,649
宣伝事業費	7,284,303
調査研究費	6,780
5 寄附の内訳	
(個人分)	
谷 博之	542,936 宇都宮市
年間五万円以下のもの	480,000
(団体分)	
日本労働組合総連合会栃木県連合会	100,000 宇都宮市
全国林野関連労働組合	100,000 東京都千代田区
全国自動車交通労働組合連合会東京地連	100,000 東京都渋谷区
全国自動車交通労働組合連合会	100,000 東京都渋谷区
堀川産業(株)	100,000 埼玉県草加市
赤帽栃木県軽自動車運送(協)	100,000 宇都宮市

年間五万円以下のもの

710,000

(政治団体分)

栃木県税理士政治連盟

200,000 宇都宮市

栃木県自動車整備政治連盟

200,000 宇都宮市

谷ひろゆき後援会総連合会

3,800,000 宇都宮市

年間五万円以下のもの

240,000

民主党栃木県第5区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 富岡 芳忠

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 25.4.1 (25.1.31解散)

1 収入総額 105,000

前年繰越額 35,261

本年収入額 69,739

2 支出総額 105,000

3 本年収入の内訳

寄附 69,739

個人分 69,739

4 支出の内訳

経常経費 105,000

事務所費 105,000

5 寄附の内訳

(個人分)

富岡 芳忠 69,739 佐野市

みんなの党栃木県小山市議会第3支部

報告年月日 25.3.27 (25.3.27解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

みんなの党栃木県議会第11支部

報告年月日 25.7.24 (25.6.27解散)

1 収入総額 1,210,140

前年繰越額 1,210,140

2 支出総額 798,441

3 支出の内訳

経常経費 536,955

備品・消耗品費 536,955

政治活動費 261,486

組織活動費 212,671

調査研究費 4,015

その他の経費 44,800

みんなの党栃木県議会第14支部

報告年月日 25.11.18 (25.3.31解散)

- 1 収入総額 1,100,000
前年繰越額 1,100,000
- 2 支出総額 0

内田きよみを励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名 内田 清美

資金管理団体の届出に係る公職の種類 佐野市議会議員

報告年月日 25.3.25 (25.1.31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

遠藤乙彦政経文化懇話会

資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤 乙彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号
及び第二号

公職の候補者の氏名 遠藤 乙彦

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 25.2.20 (25.1.31解散)

- 1 収入総額 1,160,499
前年繰越額 1,160,499
- 2 支出総額 1,160,499
- 3 支出の内訳
政治活動費 1,160,499
寄附・交付金 259,555
その他の経費 900,944

かわまた秀子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 川俣 秀子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 佐野市議会議員

報告年月日 25.12.26 (25.12.20解散)

- 1 収入総額 360,675
本年収入額 360,675
- 2 支出総額 360,675
- 3 本年収入の内訳
寄附 360,675
個人分 360,675
- 4 支出の内訳
経常経費 226,055
備品・消耗品費 53,555
事務所費 172,500
政治活動費 134,620
機関紙誌の発行その他の事業費 134,620

宣伝事業費 134,620

5 寄附の内訳

(個人分)

川俣 秀子 263,000 佐野市
年間五万円以下のもの 97,675

東泉ふじお後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 東泉富士夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 那須塩原市議会議員

報告年月日 25.4.3 (25.3.30解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

無党派市民ネットワーク早乙女順子と市政にかかわる会

資金管理団体の届出をした者の氏名 早乙女順子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 那須塩原市議会議員

報告年月日 25.6.12 (25.5.31解散)

- 1 収入総額 326,106
前年繰越額 266,106
本年収入額 60,000
- 2 支出総額 266,788
- 3 本年収入の内訳
寄附 60,000
個人分 60,000
- 4 支出の内訳
経常経費 3,348
備品・消耗品費 3,348
政治活動費 263,440
機関紙誌の発行その他の事業費 131,540
機関紙誌の発行事業費 131,540
調査研究費 131,900

5 寄附の内訳

(個人分)

佐藤 かおり 60,000 那須塩原市

山口こうしょうと栃木を語る会

資金管理団体の届出をした者の氏名 山口 幸照

資金管理団体の届出に係る公職の種類 栃木県議会議員

報告年月日 25.3.13 (25.1.31解散)

- 1 収入総額 50,000
本年収入額 50,000
- 2 支出総額 50,000
- 3 本年収入の内訳
寄附 50,000
政治団体分 50,000

4 支出の内訳	
経常経費	40,000
人件費	30,000
備品・消耗品費	10,000
政治活動費	10,000
組織活動費	10,000
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
年間五万円以下のもの	50,000

よしもと美智江を励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名	義本美智江
資金管理団体の届出に係る公職の種類	佐野市議会議員
報告年月日	25.3.29 (25.3.28解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

遠藤乙彦後援会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名	遠藤 乙彦
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	25.2.20 (25.1.31解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

遠藤乙彦と共にとちぎの未来を創る会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号
公職の候補者の氏名	遠藤 乙彦
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	25.2.20 (25.1.31解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

北関東ルネッサンスフォーラム

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名	遠藤 乙彦
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	25.2.20 (25.1.31解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

小泉賢後援会

報告年月日	25.3.14 (25.3.14解散)
1 収入総額	3,000
前年繰越額	3,000

2 支出総額	0
--------	---

国民の生活が第一栃木県総支部連合会

報告年月日	25.3.4 (25.2.12解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

国民の生活が第一栃木県第4総支部

報告年月日	25.2.27 (25.2.12解散)
1 収入総額	6,650,084
前年繰越額	1,830,001
本年収入額	4,820,083
2 支出総額	6,650,084
3 本年収入の内訳	
寄附	4,000,000
個人分	1,500,000
政治団体分	2,500,000
その他の収入	820,083
金銭以外のものによる寄附相当分	800,000
一件十万円未満のもの	20,083

4 支出の内訳

経常経費	4,645,537
人件費	1,925,600
光熱水費	179,467
備品・消耗品費	907,594
事務所費	1,632,876
政治活動費	2,004,547
組織活動費	187,927
選挙関係費	791,473
機関紙誌の発行その他の事業費	44,321
宣伝事業費	44,321
寄附・交付金	980,826

5 寄附の内訳

(個人分)	
山岡 賢次	1,500,000 真岡市
(政治団体分)	
賢友会	2,500,000 東京都千代田区

小杉しろう後援会

報告年月日	25.4.22 (25.4.22解散)
1 収入総額	51,110
前年繰越額	51,110
2 支出総額	0

斎藤のぶお後援会

報告年月日	25.4.25 (25.4.25解散)
1 収入総額	0

2 支出総額 0

坂村和夫後援会

報告年月日 25.3.13 (25.3.9解散)

1 収入総額 74,234

前年繰越額 74,234

2 支出総額 0

しみんの会

報告年月日 25.3.13 (25.3.13解散)

1 収入総額 3,487

前年繰越額 3,487

2 支出総額 0

清潔な明るい市政をつくる会

報告年月日 25.3.14 (25.3.14解散)

1 収入総額 50,700

前年繰越額 50,700

2 支出総額 0

てづか茂利後援会

報告年月日 25.3.13 (25.3.13解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

栃木県社会福祉政治連盟

報告年月日 25.12.2 (25.11.27解散)

1 収入総額 92,747

前年繰越額 92,739

本年収入額 8

2 支出総額 0

3 本年収入の内訳

その他の収入 8

一件十万円未満のもの 8

栃木県税理士政治連盟税理士による山岡賢次後援会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号

公職の候補者の氏名 山岡 賢次

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 25.6.20 (25.6.11解散)

1 収入総額 112,302

前年繰越額 112,285

本年収入額 17

2 支出総額 42,530

3 本年収入の内訳

その他の収入 17

一件十万円未満のもの 17

4 支出の内訳

経常経費 16,530

備品・消耗品費 1,530

事務所費 15,000

政治活動費 26,000

組織活動費 26,000

なかよしの党栃木県支局

報告年月日 25.7.1 (25.6.25解散)

1 収入総額 359,307

本年収入額 359,307

2 支出総額 359,307

3 本年収入の内訳

寄附 359,300

個人分 359,300

その他の収入 7

一件十万円未満のもの 7

4 支出の内訳

政治活動費 359,307

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 359,307

寄附・交付金 359,307

5 寄附の内訳

(個人分)

渡辺 ミヨ子 90,000 小山市

年間五万円以下のもの

269,300

芳賀郡市ニューウェーブ21フォーラム

報告年月日 25.10.4 (25.9.20解散)

1 収入総額 124,341

前年繰越額 44,337

本年収入額 80,004

2 支出総額 124,341

3 本年収入の内訳

その他の収入 80,004

一件十万円未満のもの 80,004

4 支出の内訳

経常経費 80,315

事務所費 80,315

政治活動費 44,026

寄附・交付金 44,026

林敬忠後援会

報告年月日 25.5.14 (25.4.30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額	0	やなせ進那須野が原後援会懇親会	11,000
		その他の収入	11
		一件十万円未満のもの	11
盟和会		4 支出の内訳	
報告年月日	25.3.13 (25.3.9解散)	経常経費	584,906
1 収入総額	311,824	人件費	145,800
前年繰越額	311,824	備品・消耗品費	316,306
2 支出総額	0	事務所費	122,800
		政治活動費	878,749
やなせ進後援会総連合会		組織活動費	446,282
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号	機関紙誌の発行その他の事業費	258,342
公職の候補者の氏名	築瀬 進	その他の事業費	258,342
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員	寄附・交付金	174,125
報告年月日	25.9.30 (25.8.31解散)	5 寄附の内訳	
1 収入総額	1,464,555	(政治団体分)	
前年繰越額	505,544	翔進会	700,000 宇都宮市
本年收入額	959,011		
2 支出総額	1,463,655		
3 本年收入の内訳		よしもと美智江後援会	
寄附	700,000	報告年月日	25.3.29 (25.3.28解散)
政治団体分	700,000	1 収入総額	0
機関紙誌の発行その他の事業による収入	259,000	2 支出総額	0
やなせ進後援会総連合会役員会	9,000		
やなせ進河内地区後援会新春のつどい	195,000	和知勝夫後援会	
やなせ進後援会役員懇親会	44,000	報告年月日	25.10.2 (25.9.30解散)
		1 収入総額	0
		2 支出総額	0

栃木県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、鈴木ひろしを応援する会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年10月25日栃木県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のとおり訂正する。

平成26年1月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23年に係る収支報告書の要旨において、「鈴木ひろしを応援する会」の収支報告書の要旨のうち

「2 支出総額	327,750	」を
「2 支出総額	323,550	」に、
「4 支出の内訳		
経常経費	92,550	
事務所費	92,550	を
政治活動費	235,200	
機関紙誌の発行その他の事業費	235,200	
宣伝事業費	235,200	」
「4 支出の内訳		
経常経費	92,550	
事務所費	92,550	に改める。
政治活動費	231,000	

機関紙誌の発行その他の事業費	231,000
宣伝事業費	231,000 』

栃木県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、鈴木ひろしを応援する会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年11月29日栃木県選挙管理委員会告示第66号）の一部を次のとおり訂正する。

平成26年1月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成24年に係る収支報告書の要旨において、「鈴木ひろしを応援する会」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	0 』	を
「1 収入総額	4,200	に改める。
前年繰越額	4,200 』	

栃木県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、谷ひろゆき後援会総連合会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年11月29日栃木県選挙管理委員会告示第66号）の一部を次のとおり訂正する。

平成26年1月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成24年に係る収支報告書の要旨において、「谷ひろゆき後援会総連合会」の収支報告書の要旨のうち

「2 支出総額	8,589,668 』	を
「2 支出総額	9,189,668 』	に、
「4 支出の内訳		
経常経費	2,472,742	
光熱水費	250,822	を
備品・消耗品費	19,901	
事務所費	2,202,019 』	
「4 支出の内訳		
経常経費	3,072,742	
光熱水費	250,822	に改める。
備品・消耗品費	19,901	
事務所費	2,802,019 』	

栃木県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づく平成25年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、高橋克法候補者から訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づく選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（平成25年10月4日栃木県選挙管理委員会告示第57号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成26年1月31日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨において、「高橋克法候補者」の第1回分収支報告書の要旨のうち

「自由民主党栃木県支部連合会	政党	5,000,000	
自由民主党栃木県参議院選挙区第	政党	10,000,000	を

二支部]
 「自由民主党栃木県参議院選挙区第 政党 15,000,000 に改める。
 二支部]

人事委員会

栃木県人事委員会規則第一号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項中「第二項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前項の場合において、第三項から第五項までの規定により認定した扶養親族の氏名、籍柄及び生年月日並びに扶養手当の月額を総合庶務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記録をしたものとみなす。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の届出に係る事項を総合庶務事務システム(職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。)に入力することにより届け出たときは、職員は、同項の届出をしたものとみなす。

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 通勤手当の支給に関する規則(昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「所属長を経て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の通勤の実情を総合庶務事務システム(職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。)に入力することにより届け出たときは、職員は、同項の規定による届出をしたものとみなす。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定による通勤手当の額の決定又は改定に係る事項を総合庶務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

(住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年栃木県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、同項の居住の実情を総合庶務事務システム(職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。)に入力することにより届け出たときは、職員は、同項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定による住居手当の月額の決定又は改定に係る事項を総合庶務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年栃木県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

- 3 第一項の場合において、同項の配偶者等との別居の状況等を総合庶務事務システム（職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に入力することにより届け出たときは、職員は、同項の規定による届出をしたものとみなす。

第八条に次の一項を加える。

- 3 前項の場合において、第一項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定に係る事項を総合庶務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定、第二条の規定による改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定、第三条の規定による改正後の住居手当の支給に関する規則の規定及び第四条の規定による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則の規定は、平成二十六年一月一日から適用する。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 共用コンピュータ運用管理業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県経営管理部情報システム課

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月14日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 国、都道府県又はこれと同規模以上の類似する団体の大型汎用機の運用管理又はシステム開発等の実績を有し、迅速かつ確実に履行できると認められる者。
なお、実績を証明する書類を提出すること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当 電話028-623-2217
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成26年2月3日から同年3月5日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
平成26年3月14日午後1時15分 栃木県庁舎東館4階パソコン研修室 ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月13日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、2の(4)に該当する者であることを証する書類を、平成26年3月13日午後5時までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他

ア 入札の変更等 平成26年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Operation and management services of the Mainframe computer
- (2) Time and Date of bidding:
1:15 p.m., March 14, 2014
- (3) Contact point for the notice:
Information Network Section, Information Systems Division, Department of Management and Administration Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya City, Tochigi Prefecture
320-8501
TEL. 028-623-2217

(情報システム課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年1月31日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 媒体の名称 県政広報紙「とちぎ県民だより」への広告掲載
- (2) 媒体の仕様 入札説明書による。
- (3) 広告掲載条件 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年2月14日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県県民生活部広報課広報担当 電話028-623-2192

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年2月14日午後2時

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁本館8階県民生活部会議室2

(3) その他

入札説明書は、平成26年1月31日から同年2月13日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 入札当日指定された場所、時刻に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格を超えた価格で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成26年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ その他 詳細は、入札説明書による。

(広報課)